

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：練馬区 候補者のお名前：山本 としう

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願ひ申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうなると考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
- ② 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないとと思う。
4. その他 ()

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。
- (5) その他 ()

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- (3) 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他 ()

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行なうことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行なう取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
- (3) 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他 ()

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
2. 昭和56年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
3. 条例などによって、昭和56年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
- ⑤ その他（表紙右端の該当欄に印を付けてある）
耐震化の状況を把握できる仕組みをつくっていただきたい。

質問5 その他、震災対策に関するお考えについて

(800字程度以内でお書きください)

(別紙にお書きいただいても結構です)

別紙の件

ご協力、ありがとうございました。

私は平成 15 年 4 月に区長就任以来、区民の皆さんの生命と財産を守ることが、基礎的自治体である区の最大の使命であると考え、新しい視点に立った防災への取組を実践してきました。

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、多くの被害を受けた新潟県川口町に練馬区の職員延べ 559 人を派遣し、災害広報の発行や避難所の運営、資源ごみ収集などの支援を行いました。私自身も現地に赴き、町内の約 8 割にあたる住宅が全・半壊した状況を目にし、自然災害への備えの重要さを痛感しました。この貴重な経験を 70 万区民のために生かす様々な対策を講じています。

子どもたちが一日の大半を過ごし、災害発生時の避難拠点となる学校施設の耐震化を進めることは極めて重要な課題ですので、平成 23 年度までに全校の耐震化工事を完了します。学校以外の区立施設についても、平成 27 年までに耐震化率 100% とします。民間の建物についても、19 年度から耐震診断・耐震改修など助成制度を大幅に拡充し、平成 27 年度までに耐震化率 90 % 以上とします。

このほかにも、19 年度当初予算では、災害要援護者対応訓練の実施、高層住宅への階段用避難車貸与などに要する経費を計上しているほか、災害時医療救護体制の構築や都市復興マニュアルの策定など大地震に備えた対策を進めています。

「安全・安心のまちづくり」は、私のめざす「豊かさとゆとりあるまち」の根幹をなすものであり、必ず起きるといわれる大地震に十分対応できるよう対策を進めてきましたが、今後も、地震をはじめとする様々な災害から 70 万区民を守るために全力を尽くしていきます。